

◆猫だって家族計画

国内では、早春から晩秋までが主な猫の繁殖期です。この間、オス猫は独特の声で鳴いてメス猫を呼び、他のオス猫となわばりやメス猫をめぐるって激しく争います。メス猫は発情と交尾を繰り返し、1年に二三回子猫を産み育てます。

猫が増え過ぎてしまうのを防ぐために、オス猫もメス猫も不妊去勢手術をしましょう。不妊去勢手術は何歳でも可能ですが、なるべく最初の発情前に行いましょう。

●オス猫の場合

オスの子猫は生後約8か月で成猫に近い大きさになり、発情期には独特の声で鳴くようになります。また、尿の臭いがきつくなり、なわばりを主張するためにあちこちに尿を吹きかける行動（尿スプレー）も始まります。なわばりやメスをめぐる他のオス猫とのケンカで大ケガを負ったり、交通事故に遭ったりすることも少なくありません。メス猫に子猫を産ませてしまい、知らん顔ということでは飼い主としての責任を問われてしまいます。

●メス猫の場合

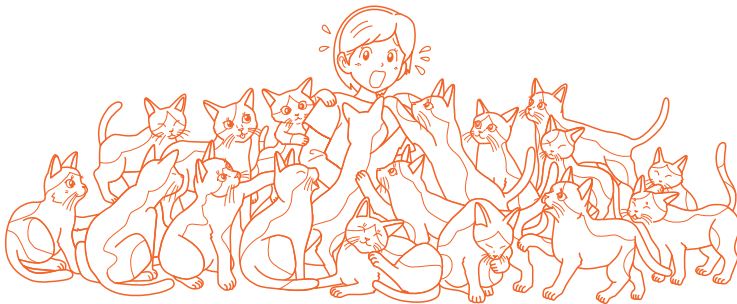
メスの子猫も生後約8か月（早いと4か月）で最初の発情を迎えます。猫は交尾の刺激で排卵するので、交尾をすればほぼ100%妊娠します。妊娠期間は約2か月で1回の出産で3～6匹の子猫を産みます。1年に二三回妊娠・出産が可能のため、一匹のメス猫から1年後に20匹、2年後に80匹以上に増えてしまうことも考えられます。

去勢手術のメリット

- ◎ 尿スプレーをしなくなることがある。
- ◎ 尿の臭いが弱まる。
- ◎ 発情期の鳴き声がなくなる。
- ◎ 外出やケンカの衝動が少なくなり、穏やかに暮らせる。
- ◎ 交尾やケンカでうつるネコエイズなどの病気の心配がなくなる。

不妊手術のメリット

- ◎ 望まない子猫が生まれません。
- ◎ 発情期のストレスがなくなり、一年中穏やかに暮らせる。
- ◎ 子宮や卵巣の病気や交尾でうつる病気の心配がなくなる。



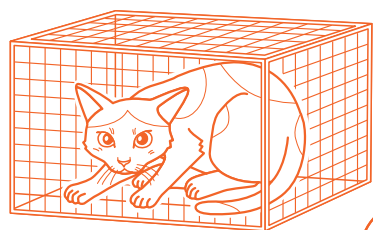
◆ 飼い主のいない猫たち

飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）も元をたどれば、一部の無責任な飼い主が捨てたり、産ませたりしたものです。被害を受けたからといって猫をいじめたり排除したりしても、根本的な解決にはなりません。また、お腹をすかせた猫たちをみかねて餌を与える人もいますが、不妊去勢手術をせずに餌だけを与えると、猫がどんどん増え、猫が集まるのを迷惑と感じる人とのトラブルになり、結局猫のためにもなりません。

こうした地域での猫問題を解決するために、「飼い主のいない猫対策」があります。「飼い主のいない猫対策」とは、地域住民が主体となり、①猫を命あるものだという考え方で、②その地域の住民の合意の下に、③地域で猫を適正に管理していく、というものです。

取組の基本として、TNR活動があります。TNRとは、捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を施して、元の場所に戻す（Return）ことです。トラブル解決のためには、TNRだけでなく、トイレの設置・清掃や餌の管理など、TNR後の管理を含めて取り組んでいかなければなりません。できるなら、その猫たちを大切に飼ってくれる飼い主が見つかるのが最良なのですが・・・。

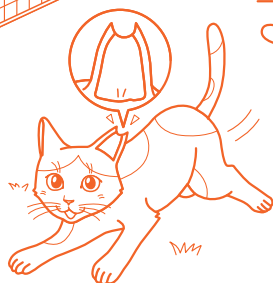
不幸な猫を増やさないためにも、猫の飼い主が、今飼っている猫に不妊去勢手術をして終生愛情を持って飼い続けることが何よりも大切なのです。



Trap



Neuter



Return

◆猫を迷子にさせない

迷子にさせないために

●身元表示（迷子札、マイクロチップ）

猫は人の言葉を話せません。迷子や事故で保護されたときのために、連絡先を書いた迷子札やマイクロチップなどで身元表示をしてください。

●室内飼いをしましょう

室内で飼えば、迷子になったり事故に遭ったりすることはありません。玄関からの飛び出しや戸締りに注意しましょう。

いつも外に出していると、猫の身に何か起きてても、飼い主は知る由もないのです……。

万一、迷子にさせてしまったら

万一、飼い猫がいなくなったら……、飼い主は自分で探さなくてはなりません。

① 近所をよく探しましょう。

高い木に登って降りられなくなっていたり、狭い扉の隙間や縁の下などにもぐりこんで出られなくなっていることがあります。不妊去勢手術をしていれば、猫の行動範囲はそれほど広くありません。近所の人に見かけなかったか声をかけ、名前を呼びながら猫の目線になって探しましょう。

室内飼いの猫は、万一外に出て行ってもほとんどの場合は遠くへは行かずに、狭いところに身を潜めていることがあります。家の周りを重点的に探してみましょ。また、出て行ったと思っても、実は室内の思わぬ場所に入り込んでいることもよくあります。

② 動物愛護相談センターに問い合わせましょう。

動物愛護相談センターでは、路上で怪我や病気により動けなくなっていたり、拾得者から届けられたりした猫を保護している場合があります（元気に歩いている猫を捕まえて保護することはありません。）。

③ 警察署や区の保健所にも尋ねましょう。

猫を保護している人が警察や保健所に届け出ていることがあります。

④ 清掃事務所にも尋ねましょう。

路上など公共の場所にある動物の死体は、清掃事務所などで対応しています。

◆猫が死んでしまったときは・・

猫の寿命は20年ともいわれていますが、家族の一員として大切に飼ってきた猫とも、いつかは別れのときがやってきます。

●死体の引取り等

お住まいの地域の清掃事務所によっては有料で死体の引取り、火葬をしているところもあります。民営の動物霊園では、死体の引取り、火葬、納骨、法要まで行ってくれるところもあります。

◆猫も被災します～日ごろからの準備が重要～

地震などの災害が起きたとき、人と同じように動物も被災します。避難所には多くの人が動物と一緒に避難してくるでしょう。しかし、避難所では動物が嫌いな人や動物アレルギーの人などと共同生活をするようになります。避難所で猫が受け入れられるよう、日ごろから準備しておくことが必要です。

① 適切な管理

災害時に迷子にならないよう、飼い猫に迷子札やマイクロチップを装着しておきましょう。また、緊急時に猫を預かってくれる場所を確保しておくことも大切です。病気の予防のためにも、ワクチン接種を済ませておきましょう。

② しつけ

飼い猫とスムーズに避難できるよう、また、避難所でトラブルにならないよう、ケージなどに嫌がらずに入るなどの基本的なしつけをしておくことが大切です。市販のキャリーケージを普段から寝床として使うと、病院に行くときや災害が発生したときなど、ストレスを与えずに運ぶことができます。

③ 猫用防災グッズ

餌、水、容器、ケージ、猫砂、首輪、予防注射などが記載された健康手帳などを、すぐに持ち出せるように準備しておきましょう。

飼い猫の特徴を、記憶だけで正確に人に伝えることは、意外と難しいものです。いざというときのために、飼い猫について記録しておきましょう。

種類	呼び名	性別	飼い猫の特徴
		オス メス 去勢オス 不妊メス	最新の写真を貼ってください。 ※飼い主と一緒に写真を携帯電話に保存しておくと、災害のときなどに役立ちます。
毛色	毛の長さ	尾の長さ	
	長 短	長 短	
生年月日	首輪の色		

◆ 知っておきたい猫の法律など（抜粋）

● 動物の愛護及び管理に関する法律

- ① 動物を『命あるもの』と認識し、動物をみだりに殺したり、傷つけたり、苦しめたりすることのないようにすること。
- ② 飼い主は動物の習性を考慮して、その動物の一生にわたり適正に飼養すること。
- ③ 飼い主は動物が人に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- ④ 繁殖を希望しない飼い主は、不妊手術等を行うように努めること。
- ⑤ 飼い主は動物が自分の所有であることがわかるよう、所有明示をしておくこと。また、逃げ出さないよう対策をとっておくこと。
- ⑥ 愛護動物*をみだりに殺傷した者は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられます。また、愛護動物を遺棄・虐待した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
※牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いとうさぎ、鶏、いばと、あひる。また、このほか人が飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類

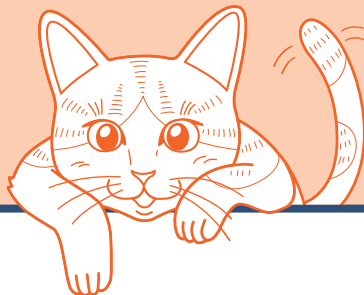
● 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

- ① 動物に名札、マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。
- ② えさや水はきちんと与え、病気やけがの予防など健康管理に努めること。
- ③ 病気やけがのときには、獣医師に診せるなど適切な措置をすること。
- ④ 飼養環境を清潔にし、周辺の環境保全に努めること。
- ⑤ ふん尿、毛などで公共の場所や他人の土地を汚さないこと。
- ⑥ 飼う数は適切に管理できる範囲内にすること。
- ⑦ 猫の飼い主は、屋内飼養に努めること。
- ⑧ 猫の飼い主は、屋内飼養以外の方法で飼うときには、病気の感染や不慮の事故を防止するなど、猫の健康と安全の保持に十分配慮すること。
- ⑨ 猫の飼い主は、屋内飼養しない場合は、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を講じること。
- ⑩ 飼い主は、動物からうつる病気について正しい知識を持ち、自分や他人への感染防止に努めること。

● 東京都動物の愛護及び管理に関する条例

- ① 飼い主は、動物の本能・習性を理解し、飼い主としての責任を自覚して、正しい飼い方をすること。
- ② 寿命のある限り飼い続けるよう努めること。
- ③ えさや水はきちんと与え、飼養場所の内外を清潔にしておくこと。
- ④ 異常な鳴き声、悪臭、汚物等で他人に迷惑をかけないこと。
- ⑤ ふん等で、公共の場所や他人の土地を汚さないこと。
- ⑥ 猫の所有者は、猫を屋外で行動できるような方法で飼うときには、感染症を予防し、みだりに繁殖しないよう必要な措置を講ずるよう努めること。
- ⑦ 逃げてしまったときは、自分でさがし、収容すること。

飼い猫についての相談は 次のところへどうぞ



●猫の飼い方等

区 部	最寄りの区役所又は保健所	
多摩地域	東京都動物愛護相談センター多摩支所 電話番号 042 (581) 7435	日野市石田 1-192-33
八王子市	八王子市保健所 電話番号 042 (645) 5113	八王子市明神町 3-19-2 東京たま未来メッセ庁舎 ・会議室棟 4・5 階
町田市	町田市保健所 電話番号 042 (722) 6727	町田市中町 2-13-3
島しょ地域	島しょ保健所各出張(支)所	

●猫が行方不明の場合、猫を譲り受けたい場合等

区 部	東京都動物愛護相談センター 電話番号 03 (3302) 3507	世田谷区八幡山 2-9-11
多摩地域	東京都動物愛護相談センター多摩支所 電話番号 042 (581) 7435	日野市石田 1-192-33
八王子市	八王子市保健所 電話番号 042 (645) 5113	八王子市明神町 3-19-2 東京たま未来メッセ庁舎 ・会議室棟 4・5 階
町田市	町田市保健所 電話番号 042 (722) 6727	町田市中町 2-13-3
島しょ地域	島しょ保健所各出張(支)所	
動物愛護相談センターホームページ https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/douso/		

☆ 県境(区市町村境)にお住まいの方は、隣接する県(区市町村)へもお問い合わせください。

◎ 東京都動物愛護相談センターでは、猫の譲渡、動物の飼い方、病気などについての相談も受け付けています。

発行：東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課
印刷：株式会社モモデザイン

登録番号 (5) 7
令和5年10月発行